

主なお支払事由は以下の通りです。

(注) 責任開始日とは、第一生命が契約上の保障を開始する日のことをいいます。

悪性新生物	以下のいずれかに該当したとき（責任開始日から 90 日間不担保）（※ 1） ①生まれて初めて悪性新生物と診断確定されたとき ②責任開始日前および責任開始日から 90 日以内に診断確定された悪性新生物のいずれとも 因果関係のない悪性新生物と診断確定されたとき
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞により手術を受けたとき、または、60 日以上労働制限が継続したと診断されたとき
脳卒中	脳卒中により手術を受けたとき、または、60 日以上後遺症が継続したと診断されたとき
上皮内新生物等	以下のいずれかに該当したとき（責任開始日から 90 日間不担保）（※ 1） ①責任開始日前および責任開始日から 90 日以内に悪性新生物・上皮内新生物等のいずれとも 診断確定されたことがなく、上皮内新生物等と診断確定されたとき ②責任開始日前および責任開始日から 90 日以内に診断確定された悪性新生物・上皮内新生物等の いずれとも因果関係のない上皮内新生物等と診断確定されたとき

(※ 1) 悪性新生物および上皮内新生物等の支払事由②については、2025 年 7 月 1 日以降に支払事由に該当した場合に、お支払い対象となります。

以 上